

国際教養大学図書館運営委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 100 号

(趣旨)

第 1 条 国際教養大学学則第 21 条の規定に基づき、学内に国際教養大学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、運営とその他必要な事項について、この規程により定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長（以下「館長」という。）
- (2) グローバル・ビジネス課程長又はその代理として学長が指名する者
- (3) グローバル・スタディズ課程長又はその代理として学長が指名する者
- (4) 英語集中プログラム代表又はその代理として学長が指名する者
- (5) 基盤教育代表又はその代理として学長が指名する者
- (6) 日本語プログラム代表又はその代理として学長が指名する者
- (7) 教職課程代表又はその代理として学長が指名する者
- (8) 英語教育実践領域代表又はその代理として学長が指名する者
- (9) 日本語教育実践領域代表又はその代理として学長が指名する者
- (10) 発信力実践領域代表又はその代理として学長が指名する者
- (11) 事務組織規程第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる事務を行う図書専門職員で、学長が指名する者
- (12) その他学長が指名する者 2 名以内

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 細則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 図書整備の計画及び予算に関する事項
- (3) その他図書館の運営に関する重要事項

(会議の招集)

第 5 条 館長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(議案)

第8条 委員会の議案は、議長が定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第10条 委員会の事務は、学修支援室ライブラリーチームが担当する。

(運営の細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。